

# 介 護 保 険 特 別 会 計



## 介護保険特別会計〔健幸福祉部 介護福祉課・健幸長寿課 所管〕

### 1. 概要

現在、我が国の高齢者人口は急速に増加し、今後も高齢化率は高くなると予測されており、「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年には3,677万人に達し、令和24年には3,935万人でピークを迎えることが見込まれている。また、高齢者人口の増加とともに、介護保険制度における要介護または要支援の認定者は増加している現状である。

守谷市の高齢者人口の増加速度は、総人口の増加よりも上回っており、高齢化率の上昇に歯止めがかからない状態となっていることから、今後ますます介護保険サービスをはじめとする高齢者の生活を支援していくための制度・施策の重要性が高まってきている。

このような状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画とする「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護を必要とする高齢者になっても、住み慣れた地域や住まいで自分らしく暮らすことができるよう、介護予防の取組みや介護サービスの確保等、高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進する。

#### (1) 介護保険制度の運営

- ① 介護保険制度は創設以来、老後の安心を支える仕組みとして定着しつつあるが、今後高齢者人口が増加していく中、安定的にサービスを提供し制度の運営をしていく必要がある。そのため、65歳以上の転入者及び65歳に到達し介護保険第1号被保険者となった方に、介護保険制度リーフレットを被保険者証とともに配付し、介護保険制度の周知、啓発を行う。
- ② 市広報紙や市ホームページ等において制度を周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）する。
- ③ 介護給付・介護予防給付の適正化のために、要介護認定調査の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施する。

#### (2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

「令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護認定状況の結果から、身体機能や認知機能の低下の要因を分析し、フレイル予防（運動・栄養・社会参加）に視点をおき、高齢者が自らの健康状態への関心を高め、自主的に健康づくりを進めて行くことができるよう、効果的な介護予防事業に取り組む。

#### (3) 認知症高齢者の支援対策

- ① 高齢者人口の増加に伴い、認知症の方は今後も増加していくことが予測されている。市民に認知症を正しく理解してもらい、予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的に、市民向け認知症講演会を開催する。また、認知症予防リーダー養成教室を継続的に開催し、地域の中で予防活動を推進する人材を養成する。
- ② 認知症の方やその家族が、地域で安心して暮らせるために、「認知症サポートブック（認知症ケアパス）」を活用し、認知症の相談から医療・介護等のサービス、認知症の方の接し方等について情報を提供する。

#### (4) 地域包括ケアシステムの充実

令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、市民ニーズを踏まえながら、住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実に向け、高齢者の社会参加、支え合いの仕組みづくり等をまちづくり協議会や社会福祉協議会と連携し推進する。

## 2. 歳入の状況

(単位：千円，%)

款	項	4年度	構成比	3年度	構成比	増減額	増減率
保険料	介護保険料	955,681	23.9	945,043	25.7	10,638	1.1
使用料及び手数料	手数料	6	0.0	13	0.0	△7	△53.8
国庫支出金		709,427	17.7	623,316	16.9	86,111	13.8
	国庫負担金	656,777	16.4	576,893	15.7	79,884	13.8
	国庫補助金	52,650	1.3	46,423	1.2	6,227	13.4
支払基金交付金	支払基金交付金	1,005,160	25.1	918,202	24.9	86,958	9.5
県支出金		541,935	13.6	521,836	14.2	20,099	3.9
	県負担金	512,486	12.8	496,151	13.5	16,335	3.3
	県補助金	29,449	0.8	25,685	0.7	3,764	14.7
財産収入	財産運用収入	29	0.0	51	0.0	△22	△43.1
繰入金		785,130	19.7	672,259	18.3	112,871	16.8
	他会計繰入金	710,239	17.8	672,259	18.3	37,980	5.6
	基金繰入金	74,891	1.9	0	—	74,891	皆増
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		103	0.0	167	0.0	△64	△38.3
	延滞金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	雑入	3	0.0	67	0.0	△64	△95.5
歳入合計		3,997,472	100.0	3,680,888	100.0	316,584	8.6

## 3. 歳出の状況

(単位：千円，%)

款	項	4年度	構成比	3年度	構成比	増減額	増減率
総務費		200,745	5.0	202,599	5.5	△1,854	△0.9
	総務管理費	151,536	3.8	154,456	4.2	△2,920	△1.9
	徴収費	3,697	0.1	4,160	0.1	△463	△11.1
	介護認定審査会費	45,121	1.1	43,490	1.2	1,631	3.8
	趣旨普及費	391	0.0	493	0.0	△102	△20.7
保険給付費		3,597,737	90.0	3,301,675	89.7	296,062	9.0
	介護サービス費	3,307,919	82.7	3,019,873	82.0	288,046	9.5
	介護予防サービス費	82,785	2.1	78,534	2.1	4,251	5.4
	高額介護サービス費	88,063	2.2	87,701	2.4	362	0.4
	高額医療合算介護サービス費	19,125	0.5	16,955	0.5	2,170	12.8
	特定入所者介護サービス等費	96,693	2.4	95,651	2.6	1,042	1.1
	その他諸費	3,152	0.1	2,961	0.1	191	6.5
地域支援事業費		197,233	5.0	168,675	4.6	28,558	16.9
	介護予防・生活支援サービス事業費	88,191	2.2	71,918	2.0	16,273	22.6
	一般介護予防事業費	36,626	1.0	27,006	0.7	9,620	35.6
	包括的支援事業・任意事業費	72,155	1.8	69,534	1.9	2,621	3.8
	その他諸費	261	0.0	217	0.0	44	20.3
基金積立金	基金積立金	29	0.0	6,212	0.2	△6,183	△99.5
諸支出金		728	0.0	727	0.0	1	0.1
	償還金及び還付加算金	727	0.0	726	0.0	1	0.1
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
歳出合計		3,997,472	100.0	3,680,888	100.0	316,584	8.6

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

01020101 介護保険料賦課徴収経費

予算書P. 319

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,697	4,160	△ 463	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,697	4,160	△ 463	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により介護保険制度が開始した。

市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている(法第129条第1項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者(市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む)。介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になった時にその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料の賦課(保険料額の決定)及び徴収を特別徴収と普通徴収により行う。

- ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。
- ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等で納付書又は口座振替で年8回に分けて徴収する。

滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話・訪問による納付の催告を行う。

01030101 介護認定審査会経費

予算書P. 320

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,294	19,348	△ 54	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19,294	19,348	△ 54	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、市町村は要支援・要介護の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされた(法第14条)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要支援・要介護認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性(要介護度等)について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。

保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員をもって構成している。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,827	24,142	1,685	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	25,827	24,142	1,685	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならない(法第27条第1項及び第32条第1項)。市町村は申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされている(法第27条第2項及び第32条第2項)。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要支援・要介護認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定を行う。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要支援・要介護認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査をし、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,949	1,926	23	
国庫支出金	751	742	9	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	375	371	4	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	375	371	4	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	448	442	6	

## 【背景(なぜ始めたのか)】

厚生労働省「介護給付適正化推進運動」(平成16年10月)に基づき事業を開始した。

市町村は、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行うことができるとされている(法第115条の45第3項第1号)。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護給付費等の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減される。その結果、介護給付費の伸びが抑制されることで、介護保険制度の持続可能性を高めることができる。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 要介護認定の適正化  
認定調査を可能な限り市が行う。市職員が認定調査票の点検を行う。
- 2 ケアプラン点検  
ケアプラン点検マニュアルや介護給付適正化総合支援システムを活用したケアプラン点検を行う。
- 3 住宅改修、福祉用具購入の点検  
住宅改修や福祉用具購入前の事前審査を行う。福祉用具貸与の必要性の確認を行う。
- 4 医療情報との突合・縦覧点検  
国保連から提供される縦覧点検帳票を活用し、請求内容の誤り等を早期発見、適切な処置を行う。
- 5 介護給付費通知の送付  
介護サービス利用者に対し、介護給付の状況等について通知する。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 326

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	80,661	66,442	14,219	
国庫支出金	16,133	13,289	2,844	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	10,083	8,305	1,778	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	31,861	26,244	5,617	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	22,584	18,604	3,980	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり、守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した(法第115条の45第1項第1号及び第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

従来、予防給付として介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的サービスとして、指定訪問介護事業所による訪問型サービス及び指定通所介護事業所による通所型サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 326

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,530	5,476	2,054	
国庫支出金	1,506	1,095	411	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	942	685	257	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	2,975	2,163	812	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	2,107	1,533	574	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施している(法第115条の45第1項第1号ニ)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**

委託先の南部・北部各地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要支援認定者等に対するアセスメントを行い，介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し，ケアプランを作成する。

03020101 介護予防把握事業

予算書P. 326

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,358	1,901	457	
国庫支出金	472	380	92	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	294	238	56	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	930	751	179	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	662	532	130	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い，要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある何らかの支援を要する高齢者を早期発見し，介護予防に資する取組みにつながることを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により，介護予防事業から一般介護予防事業に組替えて実施している（法第115条の45第2項）。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

65歳以上の高齢者の中から介護予防事業対象者（要支援・要介護状態になる恐れのある虚弱な高齢者）を把握し，介護予防活動へつなげる。

**【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**

介護保険申請が増える80歳代より前の年代を対象に基本チェックリストなどを活用し，何らかの支援を要する高齢者を把握する。基本チェックリストの分析結果表から介護予防事業対象者を抽出し，対象者に対して，管理栄養士・歯科衛生士等が，生活状況や身体状況を確認して介護予防事業の利用を促す。

03020102 介護予防普及啓発事業

予算書P. 326

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,146	24,185	961	
国庫支出金	5,030	4,838	192	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	3,143	3,023	120	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	9,933	9,553	380	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	7,040	6,771	269	

**【背景(なぜ始めたのか)】**

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い，介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により，介護予防事業から一般介護予防事業に組替えた（法第115条の45第2項）。

**【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】**

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得てもらい，介護予防を意識した生活を送ることで，日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防, 日常生活動作を維持向上するための情報を広報紙やホームページに掲載する。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 シニアクラブやサロン等において出前講座を開催する。
  - ・栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関する講話等
- 4 介護予防事業対象者に対し, 栄養や口腔ケア等の個別指導をする。
- 5 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
  - ・生きがい活動支援通所事業 (げんき館)
  - ・シルバーリハビリ体操
  - ・健康指導教室 (運動機能向上プログラム)
  - ・あおぞら運動教室 (公園を活用した運動教室)
  - ・フレイル予防教室等



あおぞら運動教室

03030101 地域包括支援センター運営費

予算書P. 328

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,203	56,261	△ 58	
国庫支出金	21,638	21,660	△ 22	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	10,820	10,830	△ 10	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	10,820	10,830	△ 10	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	12,925	12,941	△ 16	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月施行の改正介護保険法に基づき地域包括支援センターを設置した。

高齢者人口の増加が見込まれることから, 市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化のため, 令和2年度から, 市内を南・北2圏域に分け, それぞれ法人に委託し, 地域包括支援センターを2か所に増設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な介護・福祉・保健・医療等の支援を行うことで, 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 地域包括支援センターの運営・管理

市と連携を図りながら, 高齢者の身近な相談窓口としての機能を強化し, 保健師, 社会福祉士, 主任介護支援専門員が連携し, 総合的な支援を行う。

- ・総合相談業務…高齢者の相談を受け, 適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行う。
- ・権利擁護業務…高齢者の権利擁護のため, 成年後見制度の利用促進の支援や高齢者虐待への対応を行う。
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援などを行う。
- ・認知症関連業務…相談や訪問等で認知症が疑われる方を早期発見し, 診断・治療・サービスに繋げる。

2 守谷市地域包括支援センター運営協議会の開催

所掌事務: センターの設置運営, 業務の方針, 職員の確保, その他地域包括ケアに関すること

委員構成: 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者, 地域ケアに関する学識経験者, 第1号被保険者等

